梨県公報

第千五百六号

平成十六年

号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六 同郡敷島町及び北巨摩郡双葉町を廃し、

その

日 区域をもって甲斐市を置いたことに伴い、

平成十六年九月一日に中巨摩郡竜王町、

曜 木

平成十六年九月二日

九月二日

次

市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示......五七三 市町村の廃置分合に伴う郡の人口の告示.

告

示

...... 五七三

次のとおり変更する。

平成十六年九月二日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県告示第三百九十四号

七一、七〇六人

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第七条の規定により認定した道路の路線名を

目

字の区域変更...... 五七四 道路の路線名の変更......五七三

平成十六年度後期技能検定の実施......五七六 一般競争入札について...... 五七四

告 示

山梨県告示第三百九十二号

区域をもって甲斐市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六 次のとおり告示する。 号)第百七十六条第一項第一号の規定に基づき、中巨摩郡及び北巨摩郡の区域の人口を 平成十六年九月一日に中巨摩郡竜王町、 同郡敷島町及び北巨摩郡双葉町を廃し、その

平成十六年九月二日

中巨摩郡 四三、〇七四人

北巨摩郡 四七、 ハハハ人

山梨県告示第三百九十三号

Щ

梨 県

公

報

第千五百六号

平成十六年九月二日

山梨県知事 Щ 本

栄 彦

山梨県告示第三百九十五号

部を次のように改正する。 級河川小沢川に係る河川区域の指定 (昭和五十五年山梨県告示第二百四十六号) の

平成十六年九月二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

番整号理 9 7 1 8 6 1 9 1 3 の新別旧 新 旧 新 旧 新 旧 新 旧 種道類路の 県道 県道 県道 県道 県道 県道 道 道 甲府韮崎線 南アルプス甲斐線 南アルプス甲斐自転車道線 甲西竜王自転車道線 甲斐芦安線 竜王芦安線 甲府敷島韮崎線 若草双葉線 路 線 名 備 考

え置いて縦覧に供する。 「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第十一号図まで」に改める。 (その関係図面を山梨県土木部治水課及び富土北麓・東部地域振興局大月建設部に備

山梨県告示第三百九十六号

を次のように改正する。 一級河川葛野川に係る河川区域の指定 (昭和四十七年山梨県告示第七十七号)の一部

平成十六年九月二日

山梨県知事

「第十七号図から第二十一号図まで」を「第一号図から第二十一号図まで」に改める。 (その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備

山梨県告示第三百九十七号

え置いて縦覧に供する。)

があった日の翌日からその効力を生ずる。 良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告 市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大月

平成十六年九月二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

路である大月市	有地の一部れた。「大学古人保育のである大月市大に隣接する字夏地の道路である大月市地の一部並びに大字白野字吉久保一〇二との区域に隣接する道路である大月市有るのでは、「大学古久保字夏地六三七の一及びを予町大字吉久保字夏地六三七の一及び
(二〇二九 笹子町大字吉久保字葭之本	笹子町大字白野字吉久保一○二九
)区域 変更後の字の区域	変更前の字の区域

公 告

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、干九百九十四年四月

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも

平成十六年九月二日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

一般競争入札に付する事項

業務の名称

スケジュー ル管理・旅費システム開発業務

2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3

履行期間

で

システム開発については契約締結日の翌日から平成十七年三月三十一日(木)ま 機器賃貸借については契約締結日の翌日から平成二十二年の契約日までの六十

業務の履行場所

する場所 山梨県企画部情報政策課 (山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) 及び知事が指定

5 入札方法

る金額を入札書に記載すること。 り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の百五分の百に相当す 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 することができる者であること。 必要な資格等(平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 2 従事させることができる者であること。 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する技術者を継続して
- 3 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

 \equiv

入札手続等

1 情報政策課電子自治体推進担当 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 _ 九 山梨県企画部

2 入札説明書の交付方法

において交付する。 除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を この公告の日から平成十六年十月十二日 (火)までの山梨県の休日を定める条例

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

政策課電子自治体推進担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。 く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報 平成十六年九月七日 (火) から平成十六年九月十五日 (水) までの県の休日を除

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札及び開札の日時及び場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)北別館四階マルチメディアルーム 平成十六年十月十二日 (火) 午後二時 山梨県庁 (郵便番号四〇〇 八五〇一

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

すること。 進担当 (郵便番号四〇〇 平成十六年十月八日 (金)午後五時までに山梨県企画部情報政策課電子自治体推 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着

7 入札の無効

その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

8 落札者の決定方法

限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を 落札者とすることがある。 こととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制 あると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す 価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれが もって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

契約保証金

3

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

契約書作成の要否

4

5 その他

詳細は、 入札説明書による。

Summary

Nature and quantity of the products to be required Schedule and Official Trip Control System Development

N Date and time for tender 2:00PM October 12, 2004

Bureau in charge

ယ Electronic Local Government Propulsion Section, Information Policy Division,

Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

特定非営利活動法人の設立の認証申請

•

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十六年九月二日

Щ 本 栄

彦

申請のあった年月日 平成十六年八月十八日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人 プロジェクト・あい

2 代表者の氏名 長田憲明

3 主たる事務所の所在地 東八代郡石和町河内百七十九番地

定款に記載された目的

拠点として、笛吹市内外の人々との交流拡大と、石和温泉郷への入り込み来訪者増 当法人は、笛吹市の中核にあって、山梨県下有数の観光都市である石和温泉郷を

Щ

梨

(17.6。) は下る。 (18.7年) は下る。 (19.7年) は下る。 (19.7年) は、 (19.

三 縦覧期間 平成十六年八月十九日から同年十月十八日まで

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

年一月二日まで縦覧に供する。 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届出が

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

届出者の氏名又は名称及び住所

締役 三科雅嗣株式会社いちやまマート 代表取	氏名又は名称
中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一	住
	所

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イッツモア玉穂ショッピングセンター
-) 所在地 中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一
- 変更しようとする事項

2

	る時間帯 用することができ 来客が駐車場を利	変更事項
	年前十時から午前○時十五分	変更前
ら午後十時まで駐車場建物南側三は午前十時か	十時から午前〇時十五分まで東側「及び屋上駐車場四は午前、駐車場建物南側」、駐車場建物	变更後

平成十六年八月十三日 3 変更の年月日

Ξ

届出年月日

平成十六年八月十二日

平成十六年度後期技能検定の実施

の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項

平成十六年九月二日

山梨県知事 山 本 栄

彦

実施職種

紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、

一級及び二級

2

接機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗ルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図(機械製図手書き及びコンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカ建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、和、寝具製作、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、寝具製作、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、和計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時、さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造(薄板ばね製造に係るものに限る。)、

三級

ョン、機械・プラント製図及び電気製図関組立て、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーシ機械検査、機械保全、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機

4 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー 施工

| 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(-) 実施期日

| 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

ハ。百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しな百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しな平成十六年十一月十九日(金)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千

学科試験

(一) 実施期日

置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装	1 一級、二級及び三級	試験、印章彫刻及び内燃機関組立て鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、金属材料子供服製造、寝具製作、菓子製造、配管、型枠施工、機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、婦人1 一級、二級及び三級	検 定 職 種
(目)	平成十七年二月六日	材料 (日) 平成十七年一月三十	実施期日

ント製図及び塗装ォール施工、ガラス施工、建築図面製作、機械・プラぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウ和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわら

特級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

3

2

機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作

子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空機器総立て、半導体製品製造、フリント配線板製造、関係を

金属ばる製造、幾成系1 一級、二級及び三級

学機器製造、和裁、テクニカルイラストレーション、| 金属ばね製造、機械保全、プリント配線板製造、光 | 日 (日)

平成十七年二月十三

2 単一等級 建築図面製作、プラスチック成形及び電気製図

電子回路接続及び枠組壁建築単一等級

(三) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

受検申請の手続

四

提出書類

- · 技能検定受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

実技試験

) ፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟

検
定
職
種
手 数 料

② 一級、二級、三級 (③の表に該当する者を除く。) 及び単一等級

本の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
万五千七百円	手 数 料

機械検査及び婦人子供服製造
一万三千円

十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第

七千七百円	ト製図及び電気製図 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラン 七千七百円
八千七百円	機械検査
一万五百円	工及び配管計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、建築大計修理、内燃機関組立て、プラスチック成形、建築大機械保全、電気機器組立て、プリント配線板製造、時
手 数 料	検定職種

(二) 学科試験

三千百円

手数料の納付方法

3

でも、手数料は、還付しない。
た、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合た、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合手数料の納付を要しない。ま験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。ま検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験定受検申請書(四の2の)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能実技試験の手数料(四の2の)

4 受付期間

平成十六年九月二十八日 (火) から十月八日 (金) まで

5 提出先

力開発協会 (電話〇五五 二四三 四九一六)甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能

6 その他

117。と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封する。と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封する請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」(「申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、申(

お、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。 なご 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

五 合格発表等

合格者の発表

格した者には、書面で通知する。か、合格者には書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合合格者の氏名は、平成十七年三月十五日(火)に県庁東側の掲示板に掲示するほ

2 合格証書等の交付

を交付する。の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章、特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級

その他

六

力開発協会に問い合わせること。 技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

平成十六年九月二日のとおり富士吉田市田端土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次

山梨県知事 山 本 栄

彦

小山田市郎 富士吉田市下吉田五千八十三番地加賀見 桂 富士吉田市下吉田五千八十三番地
桂
萱沼 正雄 富士吉田市下吉田五千五百三十八番地の二
真田忠一郎 富士吉田市下吉田五千二十三番地
浅沼(徳市)富士吉田市下吉田五千二百四十四番地
田邊喜八郎 富士吉田市下吉田五千三百六十五番地
氏 名 住 所

発行者	山梨県
山梨県	県 公報
	第千五百六号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十六年九月二日
印刷所(株サンニチ印刷	
1刷 甲府市北口二丁目六番	
	五八〇